

公益社団法人大阪社会福祉士会 情報の取り扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び本会定款に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 本会の情報公開に関する事務は、本会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第3条 本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、本会事務局に常時備え置き閲覧に供すると同時に、本会ホームページに公開するものとする。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 事業報告書

(4) 計算書類

イ 正味財産増減計算書

ロ 貸借対照表

ハ 財産目録

(5) 事業計画書

(6) 収支予算書

- 2 前項に規定する資料のうち(1)及び(2)については、可能な限り最新の状態のもの、(4)及び(6)については、「公益法人会計基準」に準拠して作成されたものとする。
- 3 第1項の資料のうち(3)及び(4)については、当該事業年度終了後4ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(5)及び(6)については、当該事業年度の開始後4ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 本会の公開する情報の閲覧場所は、事務局とする。

- 2 閲覧の日は、本会休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時30分から午後5時30分までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 前条により本会の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

(1) 別に定める「閲覧申請書」(様式1)に必要事項を記入し提出を受ける。

(2) 受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、別に定める「閲覧受付簿」

(様式2) に必要事項を記録する。

- 2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。
- 3 閲覧については、無料とする。
- 4 閲覧資料のコピーにあたっては実費を徴収することとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会情報の取り扱いに関する規程(2004年4月1日制定)は、廃止する。